

議案第 67 号

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険税条例（昭和 3 2 年告示第 1 5 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項及び附則第 6 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の所沢市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。